

令和元年度江別市いじめ防止対策審議会会議録（要点筆記）

日 時：令和元年11月12日（火）午後6時30分～午後7時15分

場 所：江別市民体育館会議室

出席者：5名

山谷敬三郎会長、船山暁子副会長、岩瀬貴嗣委員、龍本英世委員、
宮本環委員

事務局：4名

萬教育部長、谷口学校教育支援室長、松井教育支援課長、伊藤主査

傍聴者：1名

次 第：1 開会

2 議題

(1) 令和元年度江別市青少年健全育成協議会の開催結果について

(2) 江別市立小中学校におけるいじめの実態と対応について

(3) 全国におけるいじめ重大事態の発生状況等について

3 その他

4 閉会

事務局
(松井課長)

皆様、本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の会議の進行をいたします江別市教育委員会学校教育支援室教育支援課長の松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和元年度江別市いじめ防止対策審議会を開会します。開会にあたり、萬教育部長から挨拶を申し上げます。

萬部長

教育部長の萬と申します。月田教育長が他業務で欠席しておりますので、審議会の開会に当たり、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お集まりいただき、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から、本市の教育行政の推進にご理解いただき、お礼申し上げます。

さて、全国の小中学校等における、いじめの認知件数は、5年連続で増加しております。国におきましては、このいじめ認知件数の増加について、各学校が初期段階での把握に努めた結果であると分析をしているとのことです。江別市におきましても、同様に件数は増えております。重大事態につきましては、本市では、これまで発生しておりませんが、今後、万が一、重大事態が発生し、調査を実施することとなった際に、迅速に対応することができる体制が必要であるということで、昨年度に本審議会を設置いたしました。平時におきましても、年に1回程度は皆様にお集まりいただき、本市におけるいじめ防止のための取組について、ご審議いただきたいと思いますと考えております。いじめは、子供の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある問題です。市といたしましては、緊張感をもって、学校、家庭、地域、行政が相互に連携して取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局
(松井課長)

それでは、ここからの進行は、江別市いじめ防止対策審議会条例第6条第2項の規定に基づき、山谷会長にお願いしたいと思います。

山谷会長

今回は、重大事態に係る調査を行う審議会ではないため、公開での開催となります。ご発言をいただく際には、個人が特定される内容とならないように、ご留意いただきますようお願いいたします。

議事に入る前に、本日は、傍聴希望がございますので、傍聴を認めたいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員

【了】

山谷会長

では、入室をお願いいたします。

それでは、次第第2 議題(1)令和元年度江別市青少年健全育成協議会の開催結果について、事務局から説明願います。

事務局
(伊藤主査)

議題(1)令和元年度江別市青少年健全育成協議会の開催結果について、いじめ問題に関わる箇所の説明をいたします。資料1-1をご覧ください。

今年度の青少年健全育成協議会は、8月22日(木)の午後2時から開催いたしました。議題といたしましては、(1)平成30年度少年健全育成活動報告書について、(2)江別市の青少年健全育成関連施策について、(3)江別市通学路安全プログラムに基づく合同点検の実施についてのほか、(4)情報交換として、各団体の活動状況等について、情報交換を行いました。各議題の概要についてですが、(1)平成30年度少年健全育成活動報告書については、平成30年度の少年健全育成活動の取組として、江別市少年指導センターにおける街頭巡回指導の状況や不審者等による被害の状況、こども110番の家の指定状況等のほか、いじめ・不登校対策の取組として、いじめ・不登校の実態と取組、不登校児童生徒が通う適応指導教室「すぽっとケア」における活動状況等を報告しております。これに対し、委員から、不登校の状況判断については非常に難しい面もあり、江別市ではどのような判断や取組等を行っているのかという質問があり、江別市教育委員会では、適応指導教室「すぽっとケア」等の事業を通して、不登校児童生徒に寄り添いながら、再登校へ向けた心のエネルギーが充足し、立ち直れそうだと判断できる状況を重視していること、また、その段階において保護者や関係諸機関とも連携を図りながら再登校に向けたきめ細かな支援を行っているという説明をしております。次に、(2)江別市の青少年健全育成関連施策については、今年度における江別市の青少年健全育成関連施策についての報告を行い、(3)江別市通学路安全プログラムに基づく合同点検の実施については、小学校の通学路における危険箇所の点検に関する報告を行いました。最後に、(4)情報交換として、各委員から、所属団体における青少年の健全育成に関する取組についての発表の後、情報交換を行いました。

以上です。

山谷会長

資料1-1では、青少年健全育成協議会に関する報告ですが、これについて質疑はございませんか。

全委員

【なし】

山谷会長

続きまして、議題(2)江別市立小中学校におけるいじめの実態と対応について、事務局から説明願います。

事務局

(伊藤主査)

議題(2)江別市立小中学校におけるいじめの実態と対応について説明いたします。資料1-2をご覧ください。この資料は、議題(1)で報告しました今年度の青少年健全育成協議会において、資料として配付した「平成30年度少年健全育成活動報告書」から、いじめに関する部分を抜粋したものです。

これは、文部科学省で実施した平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の市内小中学校における回答をとりまとめた結果です。1枚おめくりいただき、52ページの表10をご覧ください。いじめの認知学校数及び認知件数です。平成30年度のいじめ認知件数は、小中学校合わせて436件で、前年度の65件から6倍以上に増加しています。これについては、全国的にも、近年、いじめの認知件数が増加しており、認知件数増加の要因としては、いじめ防止対策推進法等において「いじめの定義を非常に広く定めていること」や、文部科学省が「どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。」としたうえで「いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する。」という旨の通知を出しており、こういったことが浸透してきたことによるものであると考えられています。53ページの表12、いじめの態様については、一番多いのは「悪口・脅し・冷やかし」で248件となっており、全体499件の約半数はこれに該当しています。続いて、「軽くぶつかる、叩く」が113件、「仲間外し・無視」が65件という状況となっております。表13、いじめの解消状況について、昨年度までは、認知されたいじめは全て年度内に解消しておりましたが、平成30年度においては、認知件数436件に対して解消している件数は340件で、78.0%となっております。この要因として、文部科学省としては、いじめが解消していると安易に判断せず、長期的に見守る体制に変化してきていることから、今年度の調査要領が一部変更され、「いじめの行為が止んでいる状態が3か月以上続いていなければ、いじめが解消しているとはいえない」とされたことによります。なお、調査時点で「解消に向けて取り組み中」とされていた96件については、その後、全て解消していることが確認されております。54ページの表15、学校のいじめ問題に対する日常の取組に関しましては、①職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った、③道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った、④児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、

事務局
(伊藤主査)

児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりしたという項目については、市内の全小中学校において、実施している旨の回答がされています。最後、55 ページの表 16 は、平成 30 年度の相談件数です。教育相談というのは、毎週火曜日に、江別市青年センターにスクールカウンセラーを配置して実施している予約制の教育相談であり、昨年度は、いじめに関する相談はありませんでした。来庁相談、電話相談については、江別市少年指導センターで対応した相談の件数であり、いじめに関する相談は、来庁相談では無く、電話相談では 4 件となっております。

以上です。

山谷会長

ただ今、江別市のいじめの実態と対応についてということで、先般行われた青少年健全育成協議会資料の該当部分を抜粋して説明していただきましたが、これについて質疑はございませんか。

岩瀬委員

今年度、いじめの認知件数が増えており、全国的にも同じような傾向があると理解していますが、市から小中学校に対して、いじめの判断基準をいじめ防止対策推進法に基づいて計上をするようにという指導を行っていたかどうか教えてください。

事務局
(松井課長)

教育委員会といたしましては、各学校に対して、文部科学省からの通知のとおり積極的に認知をするように指導しております。従来はいたずらや意地悪等としていたことも、いじめと認知するようになってきており、積極的に認知するようしております。

岩瀬委員

軽い悪口でもいじめと認知するということで、全国的に増えていると伺っていますので、より全国的な傾向に近づいてきたと理解しました。

山谷会長

表の中での把握なので、実際には子供たちがどういうふうに感じているかも含めて 1 件ずつ確認しなければならないと思います。53 ページのいじめの対応で、メール等で誹謗中傷という項目があります。中高生はラインでの仲間外しが多いですが、小学生ではゲーム機での仲間外しが問題となることがあります。資料を見ると、小学生では、このメール等誹謗中傷で全く出てきていませんが、他市町村では、小学生のゲーム機を通した仲間外しが意外とあります。もしかすると、いじめ発見のきっかけに、いじめられた本人の保護者からの訴えという項目があるので、これについては、学校の先生よりも保護者の方がわかっているということがあるのかもしれない。そこから色々なこと

山谷会長 　に発展していくこともあるとのことなので、少し気をつけて見た方が
良いと思います。

岩瀬委員 　このアンケートの件数は、文部科学省の問題行動等の調査の計上件
数だと思います。おそらく各学校でも独自に生活アンケートのような
ものを定期的に行っている学校があると思いますが、アンケート調査
について、市として各学校に基準を示しているのか、それとも各学校
で独自の裁量で行っているのか教えていただきたいと思います。

事務局
（松井課長） 　国等の通知に基づいて、各学校においてアンケート調査を実施して
おります。

岩瀬委員 　複数回やっているところもありますか。

事務局
（松井課長） 　国のいじめアンケートは、毎年6月と11月の2回実施しております
が、それとは別に、各学校独自でアンケート調査を行っている学校も
複数あると確認しております。

宮本委員 　55ページの教育相談について、来庁等相談は、どのような人員配置
でどのような職種の方が相談に応じているのか教えていただけませ
うか。

事務局
（松井課長） 　教育支援課内にいる専任指導員3人とスクールソーシャルワーカー
3人で対応しております。

宮本委員 　これを見ると、30年度の始めの方は全く相談がなかったようですが、
専任指導員等は配置していたけど相談がなかったという理解でよろし
いですか。

事務局
（松井課長） 　そのとおりです。

山谷会長 　次に、議題（3）「全国におけるいじめ重大事態の発生状況等につい
て」事務局から説明願います。

事務局
（伊藤主査） 　議題(3)全国におけるいじめ重大事態の発生状況等について説明い
たします。説明の前に、近年のいじめ重大事態に関する新聞報道をま
とめた資料を本日配布しておりますので、参考に後ほどご覧ください。
それでは、資料2-1をご覧ください。まず、法第28条第1項に規

事務局
(伊藤主査)

定する重大事態とは、1ページの2段目、重大事態の定義に記載しておりますが、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき及びいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとされています。次に、平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、①で、小・中・高等学校等におけるいじめの認知件数は、54万3,933件であり、前年度の41万4,378件から12万9,555件の増となっております。⑦重大事態の発生件数は602件であり、前年度の474件から128件の増となっております。2ページ以降は、ただいま説明いたしました調査結果の詳細を載せておりますが、2ページ下段、昭和60年以降のいじめ認知件数の推移をご覧ください。平成27年度以降、いじめの認知件数が急激な増加をしております。これについては、さきほどの議題(2)で説明しましたとおり、いじめ防止対策推進法等における非常に広いいじめの定義や、いじめの積極的な認知が浸透してきたことによるものであると考えられます。続きまして、5ページから9ページでは、文部科学省資料「いじめ対策に係る事例集」から、いじめの重大事態に関する事例を抜粋して載せており、続く、10ページから13ページまでは、同じく文部科学省が作成した「いじめ対策・不登校対策・虐待対応について」という資料から、「いじめ防止対策推進法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案」3事案と、「いじめの重大事態に関する誤った対応事例」2事例を載せておりますので、参考にしていただければと思います。続きまして、資料2-2については、昨年度の当審議会においても配付しております「いじめの重大事態発生時の対応」という資料を再度配付しております。いじめ防止対策推進法第28条第1項において、重大事態が発生した際の事実関係の調査を行うことと規定されていることから、重大事態が発生してから、当審議会における調査の実施、調査結果の報告等について、フローチャートとしておりますので、改めてご確認ください。

最後になりますが、昨年度の当審議会において、調査対象は学校の先生なのか児童生徒まで及ぶのかということについて、ご質問がございましたので、公表されている事例を用いて調査の概要の説明をしたいと思います。参考資料として配付しております「神奈川県いじめ防止対策調査会による調査報告書」をご覧ください。まずは、これがどのような事案かということが、1ページに記載されておりますが、概要を説明すると「県立高等学校1年生の男子生徒が、野球部内でのいじめにより平成29年9月25日から不登校になり平成30年1月に転学に至った疑いが生じたことから、県教育委員会は、平成30年3月に、いじめの重大事態として、県いじめ防止対策調査会に調査等を諮問し

事務局
(伊藤主査)

たというものです。そして、調査の結果、答申されたのが、この調査報告書です。2ページの下段をご覧ください。調査専門部会の活動状況についてですが、平成30年3月27日の第1回会議において、事案の概要及び調査方針について協議して以降、被害生徒の父、教職員、関係生徒を対象として、聞き取りを行いながら調査を進め、同年11月22日の中間報告を経て、平成31年3月14日に調査報告書の答申を行ったというものです。調査の方法といたしましては、3ページ下段(2)に記載されているとおり、「ア 資料の確認・分析」として、この事案に関して、学校や県教委が行った調査結果の分析を行うというものです。これに関しては、調査結果の合理性を書面上で判断するのではなく、直接行った聞き取り内容を重視するとのことです。次に、「イ 聞き取り」として、「ア 資料の確認・分析」における、調査結果の合理性を判断するうえで重視する直接の聞き取りを、公平性・中立性に疑念を抱かれることのないよう、原則として調査会委員が直接行うとしております。なお、この聞き取り調査については、調査会委員2名程度でローテーションを組んで実施し、場所についても、教育委員会、学校、相手方自宅等、対象者に合わせて実施したとのことでした。調査の結果、いじめに該当する複数の事実が認定され、当該生徒の不登校・転学の原因は、このいじめである可能性は否定できないとされております。また、学校及び県教委の対応について検証し、再発防止に向けた対応の改善案が提言されております。

この調査報告書の概要は以上のとおりです。今後、万が一、当市で重大事態の調査を行うこととなった際には、これらを参考にして調査を進めていきたいと考えております。

以上です。

山谷会長

全国的な状況ということで、平成27年度は225,132件であったのが、平成30年度には543,933件と約2.5倍に認知件数が増えているということでした。

資料2-2は、江別市でいじめの重大事態が発生した場合の対応に関するフローチャートであり、この①から④のところまでが、この審議会としての仕事となるとのことです。これがわかりやすく事例として出されていたのが、今回参考資料として配付している神奈川県いじめ防止対策調査会の調査報告書であり、実際に起こったことであります。報告書の作成までの間の子供達や保護者の苦しみなどを考えると、速やかに進めなければいけないと思います。そうならないためには、普段から重大事態に至らないように把握をしていくということが重要だと思います。

資料2-2と参考資料に関して、質疑はございませんか。

宮本委員 参考資料は、県で作っているようですが、北海道では、何かがあった場合には市で作るという理解でよろしいでしょうか。

事務局 (松井課長) 神奈川県事例は、県立高校の事例なので、県の調査会で調査を行っているものであります。

船山副会長 いじめの重大事態の定義に、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとありますが、相当の期間というのはどのくらいの期間ですか。

事務局 (谷口室長) 概ね30日ということで国から通知されていますが、30日に満たなくても、いじめが原因となる長期欠席がある場合については調査を進めるように国から通知がなされています。

船山副会長 江別市内で、30日以上学校に行くことができていない児童生徒はどれくらいいるのですか。

事務局 (伊藤主査) 平成30年度の1年間で30日以上欠席した児童生徒は168名となっております。

船山副会長 この168名が不登校になっている原因は、教育委員会で調査をしているのですか。

事務局 (伊藤主査) 毎月、各小中学校から、長期欠席児童生徒報告書という様式で報告をお願いしております。年間で30日ですが、この報告につきましては、1か月ごとの報告ということで、1か月の間に連続で7日間又は断続で15日間欠席した児童生徒を対象として報告をしていただいております。

船山副会長 その報告というのは、個人を特定できる形での報告ということでしょうか。

事務局 (伊藤主査) そのとおりです。

船山副会長 そうすると、30日以上欠席した児童生徒については、教育委員会で把握しているということですか。

事務局
(谷口室長)

各学校から、長期欠席児童生徒1人につき1枚の報告書が提出され、教育委員会で把握しております。その中では、こういった経緯、こういった理由で学校に来ることができていないのか、また、それに対して学校や家庭でどのような対応をしているのかということについて、学校から報告をいただいているところです。

山谷会長

今のところ、いじめで不登校になっているという児童生徒はおらず、認知したいじめも解消しているという理解でよろしいと思います。いじめが解消していると判断するためには、3か月以上いじめが行われていないことが確認できる必要があるので、96件は解消に向けて取り組み中という数値となっているということです。

6月のアンケートで出てきたいじめは9月頃には解消し、11月の集計は、6月の状況よりも少なくなっているのであれば良いと思います。

事務局
(伊藤主査)

アンケート調査は、6月、11月の2回行い、最終的に年間で何件という集計をしておりますので、6月よりも11月の方が件数は増えることとなります。

船山副会長

11月の時点で何件というものではないのですか。

事務局
(伊藤主査)

11月時点で何件というものではなく、4月から11月まででいじめがあったかというアンケート調査になっております。

山谷会長

6月に出てきたいじめが11月の数字にも表れるということだと思いますが、例えば、6月に50件、11月に60件という結果だったとしたら、差の10件が新たにいじめとして認知されたものという読み取りができるということでしょうか。

事務局
(伊藤主査)

そのとおりです。

宮本委員

いじめの加害者は教職員である場合もあるという理解で良いでしょうか。

事務局
(伊藤主査)

いじめの定義は、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う行為とされておりますので、教職員も含まれるということになります。

山谷会長

他に質疑等はございませんか。

全委員	【なし】
山谷会長	それでは、次第3「その他」について、委員の皆様から何かありますか。
岩瀬委員	資料1-2、54ページの学校のいじめ問題に対する日常の取り組みの⑫で学校いじめ防止基本方針に定めているとおりに、いじめ防止等の対策のための組織を招集したということですが、学校ごとにいじめ防止のルールづくりが行われていると思うのですが、これについては、教育委員会から学校に対する働きかけを行っているのですか。
事務局 (松井課長)	各学校では、必ず、学校のいじめ防止基本方針を掲げており、それに基づいていじめの対応や対策を行っております。
岩瀬委員	資料1-2、54ページの⑫は、各学校にある基本方針に基づいて組織があるかどうかということでしょうか。
山谷会長	いじめ等の問題が起こって、それに定められた組織を招集したという事実だと思います。ここまでの組織を招集しないで、中学校であれば生徒指導委員会等があるのですが、既存の委員会等で対応している場合は、これに該当しないということです。校長先生やPTAも含めて対応しなければならない場合などに、そのような組織を招集したのが小学校17校のうち15校、中学校8校のうち6校であったということだと思います。
事務局 (松井課長)	そのとおりです。
岩瀬委員	スクールカウンセラーとして見ていると、中学校では既存の生徒指導の文化があるので組織を作りやすいと思いますが、小学校ではどのように組織を作っていくのかということが学校によって違うと思います。いじめ防止の観点では、このような組織は大事なのだと思います。
山谷会長	事務局からは、何かありますか。
事務局 (伊藤主査)	江別市いじめ防止対策審議会は、今後も、いじめ防止等のための調査研究等の審議をしていただくために年1回開催するほか、万が一、重大事態が発生することがありましたら、その際にもお集まりいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

山谷会長

そのほか、何かありますか。

全委員

【なし】

山谷会長

それでは、以上で令和元年度江別市いじめ防止対策審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。